

令和7年11月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

医薬品等に係る厚生労働省が発出した事務連絡について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出された下記の通知について、大阪府健康医療部並びに日本医師会を通じ本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、1、4の文書は大阪府ホームページ、2、3、5の文書は日本医師会メンバーズルーム、に掲載されておりますことを申し添えます。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/tuuti/index.html>

【日本医師会メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/bunshyo3.cgi>

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力。宛名シール下部に印刷）

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

記

1. 「医療用医薬品の供給問題への対応に係る行動計画」の策定について（令和7年9月25日付け 医政産情企発 0925 第1号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知）
2. ベレマゲン ゲベルパベク製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について（令和7年10月21日付け 保医発 1021 第12号 厚生労働省保険局医療課長通知）  
〔別添〕として、下記通知を含む  
・「ベレマゲン ゲベルパベクの最適使用推進ガイドラインについて」（令和7年10月21日付け 医薬機審発 1021 第1号 厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長通知）

3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令等の公布について（令和7年10月29日付け 医薬発 1029 第22号 厚生労働省医薬局長・産情発 1029 第2号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官連名通知）

[別添] として、下記通知を含む

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令等の公布について（令和7年10月29日付け 産情発 1029 第3号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・科発 1029 第6号 厚生労働省大臣官房厚生科学課長連名通知）

4. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（令和7年10月29日付け 医薬発 1029 第17号 厚生労働省医薬局長通知）

〈その他の事項〉

○ 「使用上の注意」の改訂について

5. 厚生労働省医薬局医薬安全対策課が「使用上の注意」の改訂について、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛てに通知（令和7年10月22日付け 医薬安発 1022 第3号 厚生労働省医薬局医薬安全対策課長通知）

【厚生労働省医薬局医薬安全対策課のホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56813.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56813.html)

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267